No. 11-06 2011 年 5 月 23 日

# (公財)損害保険事業総合研究所

損保総研レポート第95号を発刊し、以下の2つのレポートを掲載しました

- ◆ 金融・保険グループ規制の動向-EU の金融コングロマリット 指令および米国の保険グループ規制等を中心にして-
- ◆ 自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの改定

公益財団法人 損害保険事業総合研究所(理事長 濱 筆治)では、研究員による調査研究の発表の場として機関誌「損保総研レポート」を定期刊行しています。

今号(第95号)では、次のとおり研究員2名のレポートを掲載するとともに、他に海外の金融・保険市場の動向等を紹介しています。

### <レポート>

◆『金融・保険グループ規制の動向ーEU の金融コングロマリット指令および 米国の保険グループ規制等を中心にしてー』

#### (金田 幸二 主席研究員)

グローバル金融危機を契機として、金融機関の資本要件の見直しや主に大規模な 金融・保険グループを対象とした金融規制改革が世界的に進められています。

本稿では、先ず、世界的な金融規制改革の方向性とその中での金融・保険グループ規制の見直しの方向性等を説明します。その上で、EUにおける金融コングロマリット指令の改正提案の内容および残された課題を説明します。また、米国の動向として、保険グループも対象になりうる金融システム上重要なノンバンク金融会社に対する規制と保険業界の反応、ならびに全米保険庁長官会議(NAIC)における現行の単体ベースからグループ・ベースの健全性規制導入に向けた検討の状況等を説明します。最後に、わが国の金融・保険グループ規制の現状も簡単に紹介します。

### ◆『自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの改定』

#### (浅見 俊雄 主任研究員)

自賠責保険においては、自動車事故により脳外傷を負い、それが原因で高次脳機能障害を後遺することとなった被害者を救済するために、損害保険料率算出機構において自賠責保険の高次脳機能障害認定システムを確立し、運営していますが、同システムが平成23年4月に改定されました。

本稿では、本題の説明を行うにあたっての前提となる自賠責保険、自賠責保険の対象となる高次脳機能障害の特徴および同障害認定に関して概説した上で、改定前の高次脳機能障害認定システムが抱えていた問題点および改定後の高次脳機能障害認定システムのポイントについて説明します。

<海外動向その他>

- ◆ 欧州・米国・アジアの金融・保険市場における動向
- ◆ 定期刊行物レビュー(保険、銀行、証券)

購読ご希望の方には、損保総研レポート第 95 号 (A4 判 68 ページ) を実費 (税込 1,000 円+送料) で頒布します。

当研究所ホームページ (http://www.sonposoken.or.jp/) [機関誌・刊行物]の項経由で、お申込みください。

・本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町 2 - 9 公益財団法人 損害保険事業総合研究所 研究部 牛窪 賢一(TEL:03-3255-1761)

この資料は、保険関係業界紙各社へ同時に配付しております。

## ご 参 考

### 損保総研レポート第95号 目次

○金融・保険グループ規制の動向-EUの金融コングロマリット指令および米国の保険グループ規制等を中心にして-

(執筆者 主席研究員 金田 幸二)

《目次》

- 1. はじめに
- 2. グローバル金融危機と国際的な動向
- 3. EU の金融コングロマリット指令の見直し
- 4. 米国における金融・保険グループ規制の動向
- 5. わが国の金融・保険グループ規制の現状
- 6. おわりに
- ○自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの改定

(執筆者 主任研究員 浅見 俊雄)

《目次》

- 1. はじめに
- 2. 自賠責保険の概要
- 3. 自賠責保険の対象となる高次脳機能障害
- 4. 改定前の高次脳機能障害認定システムが抱えていた問題点
- 5. 改定後の高次脳機能障害認定システムのポイント
- 6. おわりに

以上